

神奈川県保健医療計画 進捗状況評価調査

<項目>  
 第7章 保健・医療・福祉をつなぐしくみづくりの推進  
 第6節 終末期医療

とりまとめ担当課：健康医療局保健医療部医療課

1 課題に対するこれまでの取組実績

(1)	在宅での看取り
	→ 普及啓発事業に対して助成した。 ・研修・講演会事業 4市町村（横浜、相模原、逗子、葉山） ・ポスター等作成 1市町村（小田原） → 電車の中吊り広告を活用し、県民に向けて、かかりつけ医を持つことについての普及啓発を行った。
(2)	本人の意思を尊重した延命治療
	→ 尊厳死法案等の関係法令の整備や国が実施する人生の最終段階における医療体制整備事業（モデル事業）並びに国が設置する終末期医療に関する有識者会議の検討状況を踏まえながら、終末期医療に関する本人の意向を反映する医療提供体制のあり方について検討した。

2 参考指標の推移

取組区分	指標区分	指標名	単位	神奈川県					出典等
				H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
(1)	◎	在宅看取りを実施している診療所数	施設	235 (H23)	235 (H23)	235 (H23)	296 (H26)	296 (H26)	医療施設調査 (在宅医療の目標値)
(1)	○	在宅看取りを実施している病院数	施設	10 (H23)	10 (H23)	10 (H23)	25 (H26)	296 (H26)	医療施設調査

3 課題ごとの進捗状況の評価

(1) 在宅での看取り

評価	A ・ (B) ・ C ・ D
評価分析	住民に対する研修など実施し、「かかりつけ医」の役割など、在宅での看取りに対する普及啓発が着実に進んでいる。
評価理由	在宅での看取りに対する普及啓発に着実に取り組むとともに、看取りを実施する医療施設数も増えており、比較的順調に進捗している。

第7次計画 (H30～H35) での取組の 方向性	P117 ・ 県及び市町村は、人生の最終段階における療養生活や治療について、患者・家族が、知識や関心を深め、自ら選択・決定できるよう普及啓発を行います。
------------------------------------	---

## (2) 本人の意思を尊重した延命治療

評価	A ・ B ・ <b>C</b> ・ D
評価分析	本人の意思を尊重した延命治療が適切に行われるようにするためには、国による関係法令の整備やガイドラインの改定状況等を注視する必要があることに加え、医療従事者や県民に人生の最終段階における医療に係る普及啓発を図る必要があるが、当期計画期間中には、国の実施する医療従事者向けの研修について県内の医療機関等に周知等を行うにとどまった。
評価理由	県内において、本人の意思を尊重した延命治療が適切に行われるためには、医療関係者だけではなく、県民にも人生の最終段階における医療の普及啓発を図る必要がある。
第7次計画 (H30～H35) での取組の 方向性	P117 ・ 県、市町村、医療機関・医療関係者、及び介護・福祉関係者は、患者の意思を尊重した人生の最終段階の医療が患者・家族、医療・介護提供者の合意形成のもと適切に提供される医療体制のあり方について議論を深め、実施方策を含め検討していきます。

## 4 総合評価

評価	評価理由
<b>C</b>	本人の意思を尊重した延命治療に係る課題については、やや進捗が遅れており、在宅看取りの課題についても、着実に取組みを進めているが、やや進捗が遅れている。